

特集

自立できるか自治体立病院

地方財政の悪化に伴い、自治体立病院に対する一般財源からの補填はますます困難になっている。単年度と累積の赤字が問題として取り上げられているが、住民の負担額はそれを大幅に上回り、一般会計からの繰入(経常収益の13%)のほか、民間病院ならば本部経費として負担している本庁経費、および租税公課の免除により失われている税収も考慮しなければならない。

総務省としては、地方公営企業法の全部適用、あるいは地方独立行政法人制度の活用による病院の自立を促している。いずれも管理者の権限を強化し、病院の組織としての責任と役割を明確にすることを目標としている。しかし、単に管理者に権限を移管させただけでは効果は期待できず、マネジメントのあり方を変える必要があり、その際、キーとなるのは人事管理と地方議会との関係の改善である。

公務員としての身分保障、公務員給与体系の順守と人事院勧告に従った改定、人事考課の不採用を維持している限り、そもそも人事管理はできない。加えて事務職員は本庁人事で異動するので医療の専門家は育成されず、まれに同じ部署に長期にとどまると人事が硬直化する。このような条件下で、せめてできることが管理職等級への昇進を制限することであるが、それを怠った福岡県の破局的状況が高木先生の論文で紹介されている。

次に、地方議会もアキレス腱である。議会にとって自治体立病院は公共事業の一つであり、選挙民に対する便宜を目に見える形で図る格好の対象である。そのため自治体立病院は中長期的な展望に立った経営計画の策定が困難である。

現在日本では、既得権によって地位を保ってきたあらゆる組織に対して説明責任が問われている。自治体立病院の場合、そもそも交通機関が発達し、アクセスが改善された今日において、各自治体がそれぞれ病院を開設する意義自体が問われている。「公共性の高い医療」を提供している、という建前だけでは住民や議会の了解を得ることは困難であり、地域医療計画の中での役割を明確にできないまでも、せめて同じ自治体が開設する病院については機能の分化と集中化を図る必要がある。

自治体立病院をめぐる環境は厳しくなったが、民間と比べれば恵まれている。本特集で紹介されている東京都と埼玉県では、それなりに経営改善を行ったが、財務目標は黒字化ではなく、赤字幅の小幅縮小である。今後は、大田先生のような敏腕の管理者を招き、公営組織の根幹を改めることが求められるケースが増えるであろう。その際も、自治体立病院の存亡は、住民と周辺医療機関の信頼と支援にかかっている点に留意する必要がある。

(池上 直己)